

# 藤岡市屋外広告物管理システム導入公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本要領は、藤岡市屋外広告物管理システムの構築及び運用を行う上で、公募型プロポーザル方式により最適な契約予定者を選定することを目的として、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

藤岡市屋外広告物管理システム導入業務

### (2) 業務内容

「藤岡市屋外広告物管理システム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

## 3. 提案上限額

屋外広告物管理システムの初期構築費（構築作業及び関連作業）3,190千円（消費税および地方消費税を含む）。ただし、システム構築後の使用料又は保守費用等は含まない。

## 4. 履行期間及び履行場所

### (1) 履行期間

契約締結の日からシステムの構築が終了する日まで

（運用開始予定日は令和9年4月1日とし、システムの保守等業務は別途契約する。）

### (2) 履行場所

群馬県藤岡市中栗須327番地（藤岡市役所）

## 5. スケジュール

項目	日程
募集要領などの配布開始	令和8年4月24日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月15日（金）
質問書に対する回答	令和8年5月22日（金）
参加表明書類の提出期限	令和8年5月29日（金）
企画提案書類の提出期限	令和8年6月12日（金）
1次審査	令和8年6月15日（月）～6月19日（金）※予定
1次審査結果の通知	令和8年6月23日（火）※予定
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月29日（月）※予定
最終審査結果の公表・通知	令和8年6月30日（火）※予定

## 6. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格を満たしている事業者とする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けている者でないこと。

- (イ)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規程に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が確定された者を除く。）
  - (ウ)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法の規程に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が確定された者を除く。）
  - (エ)令和 8 年度の藤岡市における入札参加資格の認定をされている者
  - (オ)藤岡市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 23 号）に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (カ)プライバシーマークの許諾番号または ISMS の認証登録番号を取得していること、若しくは、これに相当する社内綱領を定めている者であること。
- (2) 参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

## 7. 質問書の提出及び回答

本企画提案募集の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

- (1) 受付期限 令和 8 年 5 月 15 日（金曜）午後 5 時まで
- (2) 受付方法 質問書（様式 1）に記入のうえ、電子メールで送付すること。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和 8 年 5 月 22 日（金）までに藤岡市の公式ホームページに公開する。
- (4) 質問提出先 藤岡市都市建設部都市計画課  
E-mail [tosikei@city.fujioka.gunma.jp](mailto:tosikei@city.fujioka.gunma.jp)

## 8. 参加表明書類の提出

- (1) 受付期間  
令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 5 月 29 日（金）まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
- (2) 提出書類（各 1 部）
  - (ア) 参加表明書（様式 2）
  - (イ) 会社概要書（様式 3）
  - (ウ) 同種業務実績調書（様式 4）
- (3) 提出方法  
持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着のこと。
- (4) 提出先 藤岡市都市建設部都市計画課  
〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

## 9. 企画提案書類の提出

- (1) 提出期限  
令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出書類

(ア) 企画提案書 (任意の様式)	正本 1 部、副本 4 部
(イ) 工程計画書 (任意の様式)	正本 1 部、副本 4 部
(ウ) 見積書 (任意の様式)	正本 1 部、副本 4 部
(エ) (ア) ~ (ウ) の電子データを保存した CD-R または DVD-R	1 枚

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、概ね下記の項目番号に従い、記載すべき事項の内容に基づいて簡潔明瞭に作成すること。企画提案書のページ数は 20 ページ以内 (両面印刷。表紙や目次は枚数に含める。) とし、サイズは日本工業規格 A4 横型 (一部 A3 版の折込資料も使用可とし、1 ページ換算とする) とし、任意書式にて作成すること。また、企画提案書にはページ番号を付けること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、実施体制、公共団体の受託実績等について記述すること。
2	提案システムの基本的な考え方	提案するシステムの基本仕様、ソフトウェア構成、コンセプト等について記述すること。
3	操作性・有効性	入力操作の容易性、データ入力の補助、警告メッセージ、画面遷移等において配慮されている点などについて記述すること。また、事務の効率化に繋がる点などについて記述すること。
4	集計・出力機能	集計操作の容易性、集計項目の多様性への対応、集計データの加工融通性や、データの出力方法等について記述すること。
5	拡張性	自社のシステムや他社のシステム (GIS 等) との連携又は拡張の可能性、拡張時の優位性等について記述すること。
6	運用・保守方法	以下の内容について記述すること。 ①システムの運用保守に係る支援の内容及び実施体制 ②制度改正への対応方針 ③障害及び災害発生時の対応方法 ④情報セキュリティ対策の方針
7	その他の提案事項	

(イ) 工程計画書

本業務の工程計画を日本工業規格 A4 又は A3 横 1 ページ (片面印刷) で提出すること。

(ウ) 見積書

本業務の一式についての経費の見積りを提出すること。(様式自由、枚数自由)

併せて、システム構築後の運用の際に必要な使用料又は保守費用等のランニングコストについて、それぞれの内訳がわかる見積書も提出すること(消費税および地方消費税を加算することとし、見積対象期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。)

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

## 10. 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして二段階審査方式で実施し、審査方法は企画提案書類の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。審査基準は藤岡市屋外広告物管理システム導入公募型プロポーザル評価基準のとおりとする。

(1) 1次審査(書類審査)

1次審査は、会社概要、受託実績、企画提案書、工程計画書、見積書について審査して点数化し、評価点の上位3社程度を1次審査通過者とする。

(2) 2次審査(プレゼンテーション審査)

1次審査を通過した者を対象にプレゼンテーション、デモンストレーションおよび質疑応答を実施し、評価基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション、デモンストレーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

(ア) 実施日(予定)

令和8年6月29日(月)

会場等の詳細については、1次審査結果とともに、通過者に文書にて通知する。

(イ) 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。(持参も可とする)

(ウ) 時間配分

準備5分、プレゼンテーションおよびデモンストレーション30分、質疑応答10分、片付け5分を予定する。

## 11. 受託業者の選定

(ア) 受託業者の選定

受託業者は、1次審査および2次審査の評価点の合計点が最も高い者とする。評価点の合計点が最も高い者が2者以上ある場合は、提案額の低いものを上位とする。なお、提案額が同じ場合は、くじにより順位を決定する。

最終選考結果は、藤岡市ホームページ上で公開し、各社宛てに文書で通知する。

(イ) その他

応募者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合は総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

## 1 2. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 企画提案参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。
- (5) 参加表明書を提出した後に参加の辞退をする場合には、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要範囲で複写することがある。
- (8) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (9) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
  - (ア) 「6. 参加資格」を満たしていない場合
  - (イ) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - (ウ) 提出書類の誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
  - (エ) 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
  - (オ) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
  - (カ) 本要領に適合しないと認められる場合
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 1 3. 担当窓口

藤岡市役所 都市建設部 都市計画課 担当者名：稲垣・高橋

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須327

電話：0274-40-2356 FAX：0274-22-6444

メール：tosikei@city.fujioka.gunma.jp